主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遠藤省三の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月一一日

最高裁判所第二小法廷

山精	霜 L	裁判長裁判官
Щ	栗	裁判官
田八	藤	裁判官
村 唯 -	谷木	裁判官